

改正 2026年 3 月 5 日

1 (趣旨)

この細則は、「共通施設（デイヴィス記念館、新島記念講堂、礼拝堂、ローム記念館、栄光館）の使用規程」のうち、ローム記念館（以下「本施設」という。）の使用細則として定める。

2 (使用対象)

- (1) 法人及び法人内各学校の主催する事業
- (2) その他ローム記念館運営委員会（以下「運営委員会」という。）が、使用を認めた事業（以下「その他の使用」という。）

3 (使用申込)

- (1) この施設の使用希望者は、所定の「使用申込書」により大学学長室京田辺校地総務部京田辺校地総務課に申し込むものとする。
- (2) 「その他の使用」については、学校法人同志社教職員の紹介を必要とする。
- (3) 法人及び法人内各学校の事業等は、原則として使用日の6カ月前から申込を受け付ける。ただし、それらの事業が重なった場合は、運営委員会で調整を行う。
- (4) 「その他の使用」は、使用日の3カ月前から申込を受け付ける。ただし、運営委員会が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (5) この施設は、夜間、休日など開館時間外には原則として使用できない。

4 (使用料)

- (1) 法人及び法人内各学校主催の事業については、原則として無料とする。ただし、プロジェクトルームの使用料については、別に定める。
- (2) 「その他の使用」の使用料は別に定める。

5 (使用許可の取消)

次の場合は、使用許可の取消又は使用の停止を求めることがある。

- (1) 使用者が使用許可条件や注意事項に違反し、運営委員会の指示に従わないとき。
- (2) この施設を申込時の使用目的以外で使用することが判明したとき。
- (3) この施設の管理上の理由から使用が不可能となったとき。
- (4) その他運営委員会が使用許可の取消が適当と認めたとき。

6 (使用者の弁済責任等)

使用者が建物、その他の施設及び備品等を破損又は紛失した場合は、相当額を実費弁償しなければならない。なお、使用者は本施設の使用が終了した時は、使用者の費用負担により原状回復を行うものとする。

7 (運営・管理)

この施設使用に係る運営・管理は、大学学長室京田辺校地総務部京田辺校地総務課が行う。

8 (改廃)

この使用細則の改廃は、ローム記念館運営委員会の議を経て担当理事会で決定する。

附 則

この細則は、2003年 6 月28日から施行する。

附 則

この細則は、2026年 4 月 1 日から施行する。